

## 答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令4-1〕

### 第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動のうち当審査会において分類を行った下記別表（以下単に「下記別表」という。）1ないし3に記載するものは、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

下記別表4に記載するものは、条例第5条第1項各号に掲げる、(a)大阪市内で行われた表現活動並びに(b)明らかに大阪市民等に関する表現活動及び(c)大阪市内で行われたヘイトスピーチを大阪市内に拡散する表現活動のいずれにも該当しない。また、下記別表5に記載するものは、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当するが、ヘイトスピーチには該当しない。

### 記

インターネット上のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）の管理者（以下「本件表現活動者」という。）が、本件ウェブサイトのウェブページ（以下「本件各ウェブページ」という。）において、意見などの記事（以下「本件各記事」という。）を投稿し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、また、本件ウェブサイト内に掲載されているウェブページに関する内容について、インターネット上の短文投稿サイト「X」（<https://x.com/>。以下「本件サイト」という。なお、令和5年7月23日以前までは「X」の名称は「Twitter」、「ポスト」の名称は「ツイート」であったが、本件答申では、便宜上、時期の前後を問わず、統一して「X」及び「ポスト」を使用する。）にポスト（以下「本件各ポスト」という。）を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた43個の行為（以下下記別表1ないし5中、項番欄記載番号1ないし43の順に43個の行為をそれぞれ「本件表現活動1」ないし「本件表現活動43」とし、本件表現活動1ないし43を併せて「本件各表現活動」という。）

### 第2 結論に至った理由

#### 1 本件各表現活動について

##### (1) 条例の適用関係について

本件各表現活動は、本件ウェブサイト及び本件サイトを利用して、本件各記事、本件各コメント及び本件各ポストを不特定多数の者が閲覧でき

る状態に置くものであることから、条例第2条第2項第2号に規定する表現活動に該当する。

また、条例附則第2項の規定により条例第5条の規定は同規定の施行後に行われた表現活動について適用するとされているところ、本件各表現活動の一部が行われたのは同規定の施行日である平成28年7月1日より前であるが、本件各ウェブページについては、同規定の施行後である令和4年7月6日（本件各表現活動のうち、同年8月12日及び令和6年7月2日時点において確認されたものを除くもの）、令和4年8月12日（本件表現活動1、30及び36）時点、本件各ポストについては、令和6年7月2日（本件表現活動24及び37ないし41）時点においても、本件ウェブサイト及び本件サイト上で不特定多数の者により閲覧できる状態に置かれていることが、同条第2項の申出を受け付けた大阪市長の補助組織である大阪市民局（以下「市民局」という。）によって確認されていることから、本件各表現活動については同条の規定が適用される。

## (2) 本件各コメントについて

本件各ウェブページの一部には、本件各記事のほかに本件各コメントが掲載されているが、本件各コメントについては、基本的には当該本件各記事に付随するものとして閲覧対象となっており、当該本件各記事の存在を前提としその内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、当該本件各記事を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

一方、条例第11条では、「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定されており、本件において条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたっては、本件各コメントの投稿者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。以上の点を考慮し、大阪市になされた申出の対象が本件各コメントとされていない本件においては、本件各表現活動の同項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず本件各記事について行うこととし、その上で、本件各記事の各該当性について直ちに判断し難い場合その他特段の事情がある場合には、本件各ウェブページでは不特定の者によって本件各記事に関するコメントを投稿することができることとなっていることを踏まえ、当該本件各記事と本件各コメントとの関係や本件各コメントによる当該本件各記事への影響について検討することとした。

## (3) 調査審議の対象とする本件各記事、本件各コメントの範囲について

本件各記事及び本件各コメントの内容は、随時、追加や削除による変更が可能であることから、本件各記事及び本件各コメントの調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件各記事及び本件各コメントの内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件各記事及び本件各コメントについては、本件各表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）からの申出を受けて市民局において確認した令和4年7月6日及び8月12日時点における内容を調査審議の対象とすることとした。

## 2 本件表現活動に係る関係人からの意見等

### (1) 申出人

#### ア 意見書及び有利な証拠の提出について

申出人に対しては、相当の期間を与えて、条例第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与したところ、申出人から追加の申出及び証拠の提出があった。

#### イ 口頭での意見陳述について

申出人にアの意見書及び有利な証拠の提出機会を付与する旨の通知をする際には、併せて、条例第9条第3項に基づく申立てがあれば、口頭で意見を述べる機会を付与する旨を通知したところ、申出人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てがあったが、その後、申出人から改めて同申立てについて取下げに係る申立てがあったことから、申出人あて口頭での意見陳述については行わなかった。

### (2) 本件表現活動を行ったもの

本件表現活動者に対する意見提出等の機会の付与について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

本件に関し、このほかには本件表現活動者の所在の特定に資するような情報も見当たらないことから、本件表現活動者については、同項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

## 3 下記別表1ないし3及び5記載の各表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

### (1) 条例第5条第1項第2号ア該当性について

本件各表現活動のうち、本件各ウェブページ及び本件各ポストにおける、

下記別表 1 ないし 3 及び 5 記載の各表現活動について、本件表現活動 1 において掲載されている新聞記事の切り抜きと思しき掲載画像には、大阪府及び市の執行機関名の記載、また、本件表現活動 2 において引用されている在日韓国・朝鮮人による犯罪に関する記事と思しき表題の中には、大阪市内の特定の行政区（以下「本件行政区 1」という。）の記載、また、本件表現活動 3 において投稿された文章の中には、別の大阪市内の特定の行政区（以下「本件行政区 2」という。）の記載があるなど、それぞれ大阪市内における在日韓国・朝鮮人に関する新聞記事と思しき画像の掲載や同市内における同人による犯罪に関する記事と思しき表題の引用、本件各記事の一部において投稿された個々の文章の中に同市内における同人に関する記載を行うなど、大阪市内居住者又は通勤者に関する表現内容であると認められることから、条例第 2 条第 3 項に規定する市民を対象とした表現活動といえる。

なお、本件表現活動 4 のように、東京都において開催された写真展に言及する一方で、自身の苦勞を知ってほしいという旨の表題の直下にインタビューを受けていると思しき人物の画像についても掲載しており、当該画像には本件行政区 2 の字幕、在日韓国・朝鮮人の本音や苦悩に係る字幕及び在日韓国・朝鮮人の第 1 世代の女性に係る字幕が確認でき、当該画像の直下において在日韓国・朝鮮人蔑称で表現し、様々な悪の根本原因であるという旨の記載があるものについても、こうした文脈からすれば、当該記載は、当該画像中の人物に象徴される大阪市民等である在日韓国・朝鮮人に関するものであると意識させることを意図して配置したと通常考えられることから、大阪市民等に関するものであると言え、本件表現活動 4 を含む下記別表 1 ないし 3 及び 5 記載の各表現活動は、大阪市民等に関する表現内容であると認められることから、条例第 5 条第 1 項第 2 号アに該当する。

## (2) 小括

下記別表 1 ないし 3 及び 5 記載の各表現活動は、上記(1)に記載したとおり、条例第 5 条第 1 項第 2 号アに該当するので、下記 5 ないし 8 においてヘイトスピーチ該当性の判断を行うこととする。

## 4 下記別表 4 記載の各表現活動の条例第 5 条第 1 項各号該当性について

### (1) 条例第 5 条第 1 項第 1 号該当性について

本件各表現活動は、インターネット上の本件ウェブサイト及び本件サイトに投稿する行為であって、本件ウェブサイト及び本件サイトに接続ができれば世界中のどこからでも投稿が可能なものであるところ、本件ウェブ

サイト及び本件サイトへの投稿は、大阪市内で行われたことを認定するに足りる根拠はなく、大阪市内で行われたものかどうか明らかでない。また、それらが大阪市内で行われたことを推認させる個別的な事情も存在しないこと、加えて、仮に本件表現活動者に投稿場所を問い合わせたとしても、大阪市の区域内で投稿した旨の回答を得る可能性は非常に低いことにも鑑み、下記別表4記載の各表現活動については、これが行われた場所を特定するための調査は行わず、上記のとおり、大阪市の区域内で行われたかどうか明らかでないものとして、条例第5条第1項第2号該当性について判断することとした。

(2) 条例第5条第1項第2号ア該当性について

本件表現活動25、28、35、37、39ないし41には、「大阪」といった単語は認められるものの、各文脈から大阪市民等を指すのか明らかではない。

また、本件表現活動26には本件行政区2にある建造物の画像、本件表現活動29には本件行政区1及び2とは異なる大阪市内の特定の地名、本件表現活動30及び31には大阪市内の施設名、本件表現活動33には大阪市内を行進する旨の単語等は認められるものの、各文脈から、大阪市内の場所を意味するに過ぎないなど、大阪市民等に関する明らかに認められる内容は見受けられない。

さらに、本件表現活動32及び38には、表現活動当時やそれ以前の大阪府知事（大阪市内在勤者）を指す単語は認められるものの、各文脈においては、大阪府知事への不満を表明し攻撃しようとするものであるとは認められない。

このほか、本件表現活動27、34及び36には、「大阪市」や「大阪市民」など大阪市と関連する単語が一切認められないことから、大阪市民等に関する明らかに認められる内容は見受けられない。

以上のことから、下記別表4記載の各表現活動には、大阪市民等に関する明らかに認められる内容は見受けられないため、条例第5条第1項第2号アに該当するとはいえない。

(3) 条例第5条第1項第2号イ該当性について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、下記別表4記載の各表現活動は、本件ウェブサイト及び本件サイトに投稿する行為であるが、上記(1)に記載のとおり、大阪市の区域内で行われたかどうか明らかでないため、下記別表4記載の各表現活動は、条例第5条第1項第2号イに該当するとはいえない。

(4) 小括

よって下記別表 4 記載の各表現活動は、条例第 5 条第 1 項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わないこととする。

## 5 下記別表 1 記載の各表現活動のヘイトスピーチ該当性について

### (1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号該当性について

ア 下記別表 1 記載の各表現活動には、在日韓国・朝鮮人に対して、迷惑をかけず、子孫を残さずに死んでほしいという旨の表現及び韓国人を犯罪者と同一視し、それを理由として入国を禁止するとともに、日本から強制的に出国させるべきであるという旨等の表現が認められ、これらの表現は、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人を侮辱している。

また、本件表現活動者プロフィールや紹介文には本件ウェブサイトでは韓国に関する侮蔑的な内容を掲載し、韓国が嫌いな人々だけに見てほしいという旨（以下「本件表現活動者プロフィール等」という。）が記載されている。

こうした表現の内容及び態様から、当該表現の内容を閲覧した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人であることのみを理由に、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められ、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

イ 下記別表 1 記載の各表現活動中、在日韓国・朝鮮人に対して、迷惑をかけず、子孫を残さずに死んでほしい という旨の表現及び韓国人を犯罪者と同一視し、それを理由として入国を禁止するとともに、日本から強制的に出国させるべきであるという旨等の表現が認められることから、在日韓国・朝鮮人は日本にはないと言っていることと何ら変わることはなく、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除すること、また、在日韓国・朝鮮人一般が生存するための権利や、日本国内において居住することを認められた在日韓国・朝鮮人一般が享受する基本的人権である、居住移転の自由を制限することを目的とするものであることが認められる。

### ウ 小括

以上を勘案すると、下記別表 1 記載の各表現活動は、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められることに加え、在日韓国・朝鮮人であることの

みを理由に、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除し、権利や自由を制限することを目的とするものであることが認められる。

したがって、下記別表 1 記載の各表現活動は、条例第 2 条第 1 項第 1 号ア、イ及びウのいずれにも該当する。

(2) 条例第 2 条第 1 項第 2 号該当性について

条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

この点、下記別表 1 記載の各表現活動においては、上記(1)で述べたように、在日韓国・朝鮮人に対して、迷惑をかけず、子孫を残さずに死んでほしい という旨の表現及び韓国人を犯罪者と同一視し、それを理由として入国を禁止するとともに、日本から強制的に出国させるべきであるという旨等の表現がされており、これらは在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、下記別表 1 記載の各表現活動は、条例第 2 条第 1 項第 2 号アに該当する。

(3) 条例第 2 条第 1 項第 3 号該当性について

下記別表 1 記載の各表現活動は本件ウェブサイトに掲載され不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれているものであるから、下記別表 1 記載の各表現活動は条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する。

(4) 小括

したがって、下記別表 1 記載の各表現活動はヘイトスピーチに該当する。

6 下記別表 2 記載の各表現活動のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号該当性について

ア 下記別表 2 記載の各表現活動には、侮蔑的な表現を使用して在日韓国・朝鮮人を表し、一斉に死んでほしいという旨等の表現が認められ、これらの表現は、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人を侮辱している。

本件表現活動者プロフィール等やこうした表現の内容及び態様から、当該表現の内容を閲覧した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人であることのみを理由に、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められ、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らか

に認められる。

イ 下記別表 2 記載の各表現活動中、侮蔑的な表現を使用して在日韓国・朝鮮人を表し、一斉に死んでほしいという旨等の表現が認められることから、在日韓国・朝鮮人は日本にはならないと言っていることと何ら変わることはなく、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除することを目的とするものであることが認められる。

ウ 小括

以上を勘案すると、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められることに加え、在日韓国・朝鮮人であることのみを理由に、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除することを目的とするものであることが認められる。

したがって、下記別表 2 記載の各表現活動は、条例第 2 条第 1 項第 1 号ア及びウのいずれにも該当する。

(2) 条例第 2 条第 1 項第 2 号該当性について

ア 条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

イ 下記別表 2 記載の各表現活動中、上記(1)で述べたように、侮蔑的な表現を使用して在日韓国・朝鮮人を表し、一斉に死んでほしいという旨等の表現がされており、これらは在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑していると認められる。

ウ 上記イの内容又は態様に加えて、本件表現活動 10、12、及び 18 における在日韓国・朝鮮人を人間以外の生物として扱い、有無を言わずに殺したいという旨等の表現がされており、これらは在日韓国・朝鮮人に脅威を感じさせるものであると認められる。

エ 小括

したがって、下記別表 2 記載の各表現活動のうち、本件表現活動 10、12、及び 18 は、条例第 2 条第 1 項第 2 号ア及びイのいずれにも該当し、その余の各表現活動は、条例第 2 条第 1 項第 2 号アに該当する。

(3) 条例第 2 条第 1 項第 3 号該当性について

下記別表 2 記載の各表現活動は本件ウェブサイトに掲載され不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれているものであるから、下記別表 2 記載の各表現活動は条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する。

(4) 小括

したがって、下記別表 2 記載の各表現活動はヘイトスピーチに該当する。

7 下記別表 3 記載の各表現活動のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号該当性について

下記別表 3 記載の各表現活動には、在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、差別的な意味合いで昆虫に例え、それよりも劣っている旨等の表現が認められ、これらの表現は、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人を侮辱している。

本件表現活動者プロフィール等やこうした表現の内容及び態様から、当該表現の内容を閲覧した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人であることのみを理由に、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められ、下記別表 3 記載の各表現活動は、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、下記別表 3 記載の各表現活動は、条例第 2 条第 1 項第 1 号ウに該当する。

(2) 条例第 2 条第 1 項第 2 号該当性について

条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

この点、下記別表 3 記載の各表現活動においては、上記(1)で述べたように、在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、差別的な意味合いで昆虫に例え、それよりも劣っている旨等の表現がされており、これらは在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、下記別表 3 記載の各表現活動は、条例第 2 条第 1 項第 2 号アに該当する。

(3) 条例第 2 条第 1 項第 3 号該当性について

下記別表 3 記載の各表現活動は本件ウェブサイト及び本件サイトに掲載され不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれているものであるから、下記別表 3 記載の各表現活動は条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する。

(4) 小括

したがって、下記別表 3 記載の各表現活動はヘイトスピーチに該当する。

## 8 下記別表5記載の各表現活動のヘイトスピーチ該当性について

### (1) 本件表現活動42のヘイトスピーチ該当性について

#### ア 条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動42においては、在日韓国・朝鮮人である大阪市内通勤者が、韓国・朝鮮籍を維持したまま日本国内における参政権を求める旨の発言を行ったと思しき画像を引用し、当該発言内容を踏まえて当該発言者に対して侮蔑的な表現を用いるとともに、当該発言者による日本国内における参政権の行使に対する不満を述べ、当該発言者の存在を否定する旨の表現を行うほか、本件表現活動者プロフィール等もあわせて考えると、本件表現活動42は当該発言者を含めた在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑又は誹謗中傷する表現であるとも考えられる一方で、人種・民族等を問わず当該発言の趣旨に賛同する者全般に対する侮蔑又は誹謗中傷表現であるとも考えられるなど、受け取られ方も多義的であることから、大阪市民等である在日韓国・朝鮮人を社会から排除することを目的としていること、大阪市民等である在日韓国・朝鮮人の権利若しくは自由を制限することを目的としていること、又は大阪市民等である在日韓国・朝鮮人に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおることを目的としていることが明らかであるとまでは認められない。

#### イ 小括

以上から、本件表現活動42は、条例第2条第1項第1号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

### (2) 本件表現活動43のヘイトスピーチ該当性について

#### ア 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動43においては、平成25年に本件行政区2において発生した事件の犯行者である本件行政区2に居住の在日韓国・朝鮮人が、日本人の弁護人が選定されることを拒否しているという記事を引用し、在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、当該事件の犯行者である被告をあり得ない考えで弁護しようとする者は在日韓国・朝鮮人で間違いないという旨の表現を行うほか、本件表現活動者プロフィール等もあわせて考えると、本件表現活動43は、本件行政区2に居住する在日韓国・朝鮮人一般を侮

蔑又は誹謗中傷する表現であるとも考えられる一方で、弁護士個人に対する侮蔑又は誹謗中傷に止まる表現であるとも考えられるなど、受け取られ方も多義的であり、また、当該表現のみをもって在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものや、在日韓国・朝鮮人のうちの相当数のものに、自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせるものであるとは、いずれも認められない。

イ 小括

以上から、本件表現活動 43 については、条例第 2 条第 1 項第 2 号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

(3) 小括

したがって、下記別表 5 記載の各表現活動はヘイトスピーチには該当しない。

9 結論

以上の次第で、第 1 記載のとおり判断した。

別表1（条例第2条第1項第1号ア、イ及びウに該当する表現活動）

項番	記事投稿月	本件各記事において該当する表現の内容の概要（注）	条例第2条第1項第2号該当性
1	平成25年1月	在日韓国・朝鮮人に対して、迷惑をかけず、子孫を残さずに死んでほしいという旨の表現	ア該当
2	平成25年2月	韓国人を犯罪者と同一視し、それを理由として入国を禁止するとともに、日本から強制的に出国させるべきであるという旨の表現	ア該当
3	平成25年5月	在日韓国・朝鮮人を徹底的に特定し、本国に戻りたいという旨の表現	ア該当
4	平成25年9月	在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、様々な悪の根本原因であるとし、日本には自らの意思で残留しているが、気に入らない日本に住むよりも本国に戻ってほしいという旨の表現	ア該当
5	平成26年1月	侮蔑的な表現を使用して在日韓国・朝鮮人を表し、できるだけ早く特権を取り上げ、日本から追い出す必要がある旨の表現	ア該当
6	平成26年2月	在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、同人同士の争いは本国で行ってほしいという旨の表現	ア該当
7	平成26年6月	全ての在日韓国・朝鮮人に対し、蔑称を用いて処分すべきとし、在日韓国・朝鮮人がいない日本を取り戻す目的で意見を表明し続けていく旨の表現	ア該当

（注）本欄に記載されている表現は、ヘイトスピーチ該当性があると当審査会において判断した複数ある表現のうちの一部であり、いずれも在日韓国・朝鮮人に対する表現であることが、文脈上明らかである。

別表2（条例第2条第1項第1号ア及びウに該当する表現活動）

項番	記事投稿月	本件各記事において該当する表現の内容の概要（注）	条例第2条第1項第2号該当性
8	平成25年1月	侮蔑的な表現を使用して在日韓国・朝鮮人を表し、一斉に死んでほしいという旨の表現	ア該当

9	平成25年 5月	在日韓国・朝鮮人に対し、蔑称を用いて良い人はいないとし、全てを滅ぼし尽くすことが最良であるという旨の表現	ア該当
10	平成25年11月	在日韓国・朝鮮人を人間以外の生物として扱い、有無を言わずに殺したいという旨の表現	ア及びイ該当
11	平成25年11月	できるだけ早く在日韓国・朝鮮人を残らず絶やさなにかぎり、世の中が蝕まれていくという旨の表現	ア該当
12	平成25年12月	在日韓国・朝鮮人に対し、蔑称を用いて物として扱い、まとめて海に捨てたいという表現	ア及びイ該当
13	平成26年 1月	在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、全て殺したいという旨の表現	ア該当
14	平成26年 2月	在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、必ず法律を破るとし、見つけ次第警察に知らせるべきという旨の表現	ア該当
15	平成26年 4月	在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、量刑にかかわらず見つけ次第殺すべきという旨の表現	ア該当
16	平成26年 5月	在日韓国・朝鮮人が日本人に対して犯罪を行った場合、量刑にかかわらず即日死刑にすべきという旨の表現	ア該当
17	平成26年 6月	在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、殺すことが正当化されることを望む旨の表現	ア該当
18	平成26年 7月	在日韓国・朝鮮人に対し、蔑称を用いて人間以外の生物として扱い、駆除することが許されるならば駆除したいという旨の表現	ア及びイ該当
19	平成26年 8月	在日韓国・朝鮮人に対し、蔑称を用いて人間以外の生物として扱い、犯罪を行った場合、周囲の者も含めて殺すべきという旨の表現	ア該当
20	平成27年 6月	在日韓国・朝鮮人に対し、蔑称を用いて全員犯罪者であるとし、見つけ次第殺すべきという旨の表現	ア該当

(注) 本欄に記載されている表現は、ヘイトスピーチ該当性があると当審査会において判断した複数ある表現のうちの一部であり、いずれも在日韓国・朝鮮人に対する表現であることが、文脈上明らかである。

別表3 (条例第2条第1項第1号ウに該当する表現活動)

項番	記事投稿月	本件各記事及び本件各ポストにおいて該当する表現の内容の概要 (注)	条例第2条第1項第2号該当性
21	平成25年1月	在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、差別的な意味合いで昆虫に例え、それよりも劣っている旨の表現	ア該当
22	平成25年4月	在日韓国・朝鮮人を蔑称で表現し、他の人種に比べて劣っていることを理由に異なる取扱いをしているだけである旨の表現	ア該当
23	平成26年6月	侮蔑的な表現及び一般的に人間以外の生物に用いられる表現を使用して、在日韓国・朝鮮人を表し、交通事故で死亡したことを侮蔑する旨の表現	ア該当
24	平成28年6月	侮蔑的な表現及び一般的に人間以外の生物に用いられる表現を使用して、本件行政区及び在日韓国・朝鮮人を表し、本件行政区は在日韓国・朝鮮人が多く居住しているという旨の表現	ア該当

(注) 本欄に記載されている表現は、ヘイトスピーチ該当性があると当審査会において判断した複数ある表現のうちの一部であり、いずれも在日韓国・朝鮮人に対する表現であることが、文脈上明らかである。

別表4 (条例第5条第1項各号に該当しない表現活動)

項番	記事投稿月
25	平成25年1月
26	平成25年1月

27	平成25年 5 月
28	平成25年 6 月
29	平成25年 7 月
30	平成25年12月
31	平成26年 1 月
32	平成26年 3 月
33	平成26年 7 月
34	平成26年 7 月
35	平成27年 3 月
36	平成27年11月
37	平成26年 1 月
38	平成27年 3 月
39	平成29年12月
40	平成30年 6 月
41	平成30年 8 月

別表 5 (条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当するが、ヘイトスピーチには該当しない表現活動)

項番	記事投稿月
42	平成25年 2 月
43	平成25年 6 月

(参考) 答申に至る経過

令和4年度 令4-1

年 月 日	経 過
令和 4年 7月 12日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 4年 7月 12日	調査審議（論点整理）
令和 6年 3月 18日	調査審議（論点整理）
令和 6年 6月 19日	調査審議（論点整理）
令和 6年 7月 5日	調査審議（論点整理）
令和 6年 8月 8日	追加諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 6年 9月 6日	調査審議（論点整理）
令和 6年 10月 8日	調査審議（論点整理）
令和 6年 11月 27日	調査審議（論点整理）
令和 6年 12月 25日	調査審議（論点整理）
令和 7年 1月 9日	調査審議（論点整理）
令和 7年 3月 4日	調査審議（論点整理）
令和 7年 4月 4日	調査審議（論点整理）
令和 7年 6月 5日	調査審議（論点整理）
令和 7年 6月 6日	調査審議（論点整理）
令和 7年 7月 28日	調査審議（論点整理）
令和 7年 8月 4日	調査審議（論点整理）
令和 7年 8月 29日	調査審議（答申案）
令和 7年 9月 29日	調査審議（答申案）
令和 7年 10月 31日	調査審議（答申案）
令和 7年 11月 10日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）